

個人住民税に関連する給付金等（例示）

	名称	概要	所得への影響等		
個人 向け	非 課 税	特別定額給付金	1人10万円		
		住居確保給付金	家賃3～9か月分（上限あり）		
		子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当6か月分を1万円×人増額		
		児童扶養手当の臨時特別給付金	児童扶養手当7か月分を2万円×人増額		
		ひとり親世帯臨時特別給付金	一人目5万円、2子以降3万円 （このほかに追加給付5万円）		
		新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・休業給付金	休業手当のない従業員に対して 休業日数に応じ給与の8割		
		学生支援給付金、給付型奨学金	学資として支給される金品		
		新型コロナウイルス感染症対応 従事者への慰労金	5～20万円		
		ベビーシッター利用支援等	割引券（企業主導）・助成金（都）		
課 税	Go To キャンペーンの給付金	割引額、クーポン等の利益	ア	一時所得	
	持続化給付金（給与所得者向け）	任意の月の対前年売上減少額×12 上限100万円	支	一時所得は50万円の控除あり。	
事業 者 向け	課 税	都の感染拡大防止協力金	50万円（複数店舗は100万円）	支	事業所得
		家賃支援給付金（国、都）	家賃（8分の3から4分の3）×6か月	イ	他の事業収入との 合計から必要経費 を引く。
		持続化給付金（事業所得者向け）	任意の月の対前年売上減少額×12 上限100万円	支	
		雇用調整助成金	休業手当の一部助成	イ	
		小学校休業等対応助成金・支援金	保護者の有給休暇給与の10割	イ	
	持続化給付金（雑所得者向け）	任意の月の対前年売上減少額×12 上限100万円	支	雑所得 必要経費を引く	
		テレワーク助成金等	パソコン・ソフト等の購入助成	※	

※ テレワーク助成金等の税制上の取り扱いについては、税務署へお問い合わせください。

収入の計上時期について（表中の記号説明）

支：収入計上時期は原則として支給決定時になります。

ア：割引やクーポンは使用時が計上時期になります。

イ：雇用調整助成金等は「給付に必要な手続後、経費を支出した日」を計上時期にできます。